

ることは君のごとくす、ある時官を進むために金の不足せるを助力せられんことを乞ふ、住僧うけがひながら不審して、其もとの金はいかにしてもてるやととはれしに、本堂の賽銭の箱に入らず、こぼれたるを折々に拾ひ置し也とこたへしとか常に本堂の天井に住りとなんさて此狐に限らず、官に進むとて金を用るよしの話ども聞るにつきて、稻荷の神官達に其金の納る所をとひしに、かつて知人なし、彼等が黨にての所爲ありや、えられぬこと也。

〔半日閑話^{十四}〕文政元年寅五月廿一日届書差出ス

御普請役町田相之助妹

あい

右愛義四月二日より亂心様に御座候處得と相糺見候へば、大久保新田當山修驗大乘院に遣れ居候狐之由申聞候ニ付、右大乘院に遣われる狐にて、何等之譯を以乗移候哉、其段相尋候處、祈禱を頼れ、右布施料を申請度段、依之乗り移旨、大乘院差圖ニ付、乗移候段申聞不穩候間、家内之もの共、晝夜打懸り色々介抱仕、則大乘院觸頭之鳳閣寺^江罷越、右之段始末相談候處、同寺申聞候は、大乘院義呼出、一通り承糺候上、挨拶可致旨申聞、同月七日、右鳳閣寺々大乘院并同人組合同道に而鳳閣寺差圖のよしにて、私方へ罷越、病人^江問答致度旨申聞候ニ付、親類共并私立會問答ニ及承候處、最初病人私共^江申聞候通り、大乘院に遣われ候狐にて、則同人差圖ニ付、乗移り候段申聞候ニ付、大乘院義も一會之申披無之、組合之者共義も及、赤面候次第ニ付、私并親族共々申達候者、大乘院差圖ニ而爲乗移候義に候はゞ、早々立去候様可取計旨及懸合候所、右尋問之趣にては、何分大乘院身分難相立、此上心之及候、丈者祈念致度段、同人申聞候ニ付、勝手次第祈念可致旨及挨拶候に付、大乘院は勿論組合一同祈念いたし候處、病人義も快様子ニ付、此上再發之様子ニ候はゞ、組合之内へ申聞、吳候様申置、一同罷歸候、然ル所、同月晦日、尙又再發之様子ニ而、騒敷有之候ニ付、早速其段右組合^江申達候處、猶又當月六日、大乘院其外組合一同罷越、病人^江再應及尋問候處、